

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

n. 遺言執行者の報酬

○遺言できること

遺言執行者の報酬を遺言で定める事ができます。

○規定された法律

民法（第千十八条第一項）

○こんな方へお勧め

あらかじめ自分の納得する額の報酬で遺言執行者の報酬を決めておきたい方。

○補足

報酬額を決めるという場合、遺言執行者の方とも話し合いをされているのではないのでしょうか？

そのような準備周到な方にお勧めなのが、”遺言執行引受承諾契約”です。

遺言は、一方的な宣言でしかありませんので、最悪、遺言執行者がドタキャンするかもしれません。

”遺言執行引受承諾契約”は、遺言者と遺言執行者となる方との間での契約となりますので、遺言執行者への就任をドタキャンされる恐れが減る事が期待出来ます。

弊所でも”遺言執行引受承諾契約”の対応が出来ます！